

区内保育園等の保護者の皆さま

荒川区子ども家庭部
保育課長 浦田寛士

緊急事態宣言の延長に伴う登園自粛要請等について【継続実施】

日頃より、荒川区の保育行政にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。
荒川区では、新型コロナウイルスの感染拡大により新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が令和3年3月7日まで延長されたことを踏まえ、下記のとおり、これまでの対応を継続いたします。保育施設におきましては、今後も感染拡大防止に向けた取組を実施してまいりますので、保護者の皆様におかれましても、ご協力をお願いいたします。

記

1 これまでの対応

① 登園自粛の要請等について

在宅にて保育が可能な世帯におきましては、できる限り保育園等への登園を自粛していただくとともに、登降園時間の短縮へのご協力をお願いいたします。

② 登園自粛による欠席の保育料減免について

登園を自粛し欠席した場合、欠席日数に応じて保育料を減免いたします。

※手続きは必要ありません。

2 保護者の皆様へのご協力依頼について

① 登園前に園児の体温測定などの健康観察を行い、記録をお願いいたします。

② 発熱や咳などの症状が出ている場合は、登園を控えていただくとともに、速やかに在籍園へご連絡をいただくようお願いいたします。

③ 送迎の方は保育室内への入室はご遠慮ください。

(経路などは各保育園の指示に沿っていただきますようお願いいたします。)

④ 送迎の方は最小限の人数とし、身支度等は速やかに済ませてください。

⑤ 送迎時の手指消毒、マスク着用のご協力をお願いいたします。

⑥ 保育中に症状等が見られた場合は、お迎えの連絡をします。発熱の場合は解熱後24時間以上経過し呼吸器症状等が改善傾向となるまでは、登園を控えてください。

⑦ お子様がPCR検査を受ける場合は、速やかに在籍園にご連絡いただくとともに、検査結果が判明するまでは登園を自粛していただくようお願いいたします。あわせて、検査結果が判明した際も、速やかに在籍園にご連絡ください。

⑧ 同居のご家族等の方が新型コロナウイルスに感染した場合も、登園を自粛していただくこととなります。同居のご家族等の方がPCR検査を受ける場合と検査結果が判明した際も速やかに在籍園にご連絡ください。

3 保育園等で感染者が発生した場合について

保育園等の園児や職員の感染が確認された場合、当該保育園は臨時休園となります。その際は、保健所が保育園内の濃厚接触者の有無を調査し、濃厚接触者として確認された方には、PCR 検査や健康観察を行うこととなります。

注 本通知における対応方針は、現時点でのものであり、状況の変化により変更する場合があります。

問合せ先

子ども家庭部保育課 電話 3 8 0 2—3 1 1 1

○ 1、3 に関する事 保育指導係 内線 3 8 2 3、3 8 2 4、3 8 4 6

○ 2 に関する事 (認可保育園) 入園相談係 内線 3 8 2 5～3 8 2 7、3 8 4 7

(認証保育所) 保育管理係 内線 3 8 2 8、3 8 4 4

(家庭福祉員) 保育管理係 内線 3 8 2 2